

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構平成 22 年度財務諸表等について

## 1. 概要

- ①地方独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- ②設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 2. 財務諸表等

地方独立行政法人は、設立団体の長に、次の財務諸表を提出する。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 利益処分計算書（又は損失処理計算書）
- ・ キャッシュフロー計算書
- ・ 行政サービスコスト計算書

※ 提出するときは、事業報告書及び決算報告書を添え、財務諸表及び決算報告に関する監事と会計監査人の意見を付ける。

(案)

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会  
委員長 今井 信吾

意 見 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成22年度財務諸表について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第3項の規定に基づく地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第34条第3項の規定に基づく、地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成22年度財務諸表については、意見の申し出はない。